平成２３年（フ）第２１５２号
福岡市南区鶴田３丁目10番33―505号
債務者　金木由美子
1　決定年月日時　平成23年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２１７６号
福岡市中央区平尾１丁目６番16―505号
債務者　高野　則文
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２１８１号
福岡市東区蒲田１丁目14番１―401号　市営蒲田住宅１棟
債務者　山口隼人こと　王　　磊
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２１８２号
福岡市南区野多目１丁目４番19―201号
債務者　澤井　敏幸
1　決定年月日時　平成23年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２１８３号
福岡県大野城市山田３丁目４番23号
債務者　澤井カズヨ
1　決定年月日時　平成23年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２１９８号
福岡市城南区鳥飼５丁目16番33―402号
債務者　鹿志村枝美（旧姓吉廣・伊藤）
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２２０１号
福岡市博多区諸岡４丁目31番10―105号
債務者　西丸　真美（旧姓十時）
1　決定年月日時　平成23年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２２１０号
福岡市東区箱崎５丁目４番11―401号
債務者　久田　直之
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２２１６号
福岡市城南区堤２丁目12番10号
債務者　西　　寛奈
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２２２３号
福岡市中央区那の川２丁目11番24―602号
債務者　斉藤　　豪
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２２４９号
福岡市南区井尻１丁目７番７号
債務者　星加　　慎
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２２５７号
福岡県古賀市米多比1105番地20
債務者　占部　　誉
1　決定年月日時　平成23年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３２０号
福岡県うきは市浮羽町新川2465番地１
債務者　樋口　雅弘
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第３８２号
山梨県笛吹市石和町山崎132番地143　フレグランス石倉102号
債務者　水瀬　　学
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月28日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３８４号
山梨県南巨摩郡富士川町鰍沢190番地１　町有住宅鰍沢団地２―503
債務者　石原　裕子
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月28日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４０２号
長崎県長崎市畝刈町1088番地10　シーサイドコーポ301、旧住所長崎県西彼杵郡時津町元村郷907番地９
債務者　太田　功夫
1　決定年月日時　平成23年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月28日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４０３号
静岡県富士市大淵2235番地の141
債務者　太田由紀子
1　決定年月日時　平成23年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月28日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１７６号
佐賀県伊万里市二里町八谷搦361番地１
債務者　立川　英治
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
佐賀地方裁判所武雄支部